

前橋市印鑑登録及び証明に関する条例の改正について（議案第121号）

市民課

1 改正の理由

住民基本台帳法施行令の改正により、住民票に旧氏の記載を求めることができることとされたことを踏まえ、印鑑の登録及び証明の取扱いを見直す。

2 主な内容

- (1) 住民基本台帳に記録されている旧氏又は旧氏の一部を組み合わせたもので表されている印鑑を登録できることとする。
- (2) 印鑑登録票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項に、旧氏を加える。

3 施行期日

令和2年1月6日